

社団法人 ジャパンケネルクラブ  
理事長 永村 武美 殿

2012.10.31

## 要望書

ど検討 11B I I  
うかだ 月H P P  
ごけ協 12に O O  
で力終 理事 10月  
をわら願 月長 31日  
いいしょ 月より  
ます。す Jに  
るには、 檢討 Kに  
皆さんの Cする  
声が必要 Sムース  
です。 に受験  
ましたとこ できま  
うには、 うとい  
皆さんの うのは、  
声が必要 うとい  
です。 うのは、

2012年1月1日より、 IPO1を受験するにはBH合格が必須となりましたが、現在BH試験はブロック以上の競技会場でないと受験することができません。

IPO1が公認訓練所で受験できるのに、その前段階のBHが公認訓練所で受験できないのは非常に不自然であると思います。

1995年ドイツにおいて、使役犬試験（SchH、IPO）の前段階義務としてBHが誕生しました。当時のBHは使役犬試験同様、脚側行進中に銃声テストがあり、一般家庭犬の受験は少なかったのですが、1998年に銃声テストが廃止となり、BHは一般家庭犬のしつけ訓練として、急速にヨーロッパ各国に普及、ほとんどの国においてナショナルルールとして実施され、2012年からはFCIのIPO規定においても義務となったのです。

ヨーロッパの国々では毎週末、あちらこちらのクラブ（公認訓練所）の公開訓練試験において、日本のCD試験並みにBH試験が実施されています。

ドイツではIPOのみならず、アジリティ競技、オビディエンス競技、救助犬試験に出場、受験するにもBH合格が義務となっております。

当面は「IPO1受験のための犬に限る」という条件付でもよいと思います。  
なにとぞ、公認訓練所でもBHが受験できるようにご検討ください。

JKC会員No 3050-009-2124

益田晴夫（京都市）



2012事技B-56号

2012年11月12日

京都マックアジリティークラブ会員  
益田 晴夫 殿

理事長 永村 武美



前略 この度、貴殿より提出されました、公認訓練所における同伴犬訓練試験（BH）の実施に関するご要望につきましては、関係者にて検討したいと考えます。

貴重なご意見ありがとうございました。今後とも、本会事業にご理解並びにご協力いただきますよう、お願い申し上げます。

草々